

令和2年度 介護サービス事業者集団指導資料

特定施設入居者生活介護

札幌市保健福祉局 介護保険課（事業指導担当）

目 次

1	実地指導と監査について.....	P 3
2	運営基準について	P 4
3	介護報酬の算定における留意事項	P 8
4	介護職員処遇改善加算について	P 10
5	介護職員等特定処遇改善加算について.....	P 11
6	高齢者虐待防止に関する取組・身体拘束について	P 16
7	根拠法令及び通知等.....	P 19
8	変更の届出、加算の届出、廃止・休止の届出	P 20
9	新型コロナウイルス感染症対策	P 22

1 実地指導と監査について

札幌市では、利用者の自立支援や尊厳の保持を念頭に置き、介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬の請求に関する事項について、その周知徹底と遵守を図ることを指導の方針としています。

(1) 実地指導

- 事業所において書類の確認や管理者からのヒアリングを行います。
- 関係法令や指定基準を遵守した運営が行われているか確認します。適切な運営が行われていない場合は、是正するよう指導します。
- 各種加算について、算定要件を満たしているか確認します。不適切な報酬請求が行われていた場合は、過誤調整が必要となります。

(2) 監査

- 重大な違反や報酬の不正請求などが疑われる場合に監査を行います。
- 監査の結果、不正の事実が確認された場合は、改善勧告・命令、指定の一部又は全部の停止や取り消し等の行政処分を行います。
- 実施指導において、利用者の生命の危険や報酬請求における著しい不正が確認された場合は、監査に切り替わることがあります。

・札幌市介護保険施設等指導監査要綱（平成30年4月1日改訂）

札幌市ホームページに掲載しています。

・<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/h24shidoukansayoukou.html>

※ 高齢者虐待が疑われるなどの理由により、あらかじめ通知することで日常のサービス提供状況を確認することができないと認められる場合は、事前通知せず実地指導の開始時に文書を通知することで実施することがあります。

2 運営基準について

1 身体的拘束等の適正化について

(1) よくある指摘事項

身体的拘束等の適正化のための指針について、基準上求められる必要事項を整備すること。

(2) 基準について

身体的拘束等の適正化の指針については各施設定める必要がありますが、指針については下記のような項目を盛り込むこととしております。

- ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
→例：委員会の開催頻度や委員会の構成員等の内容
- ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
→例：年2回以上の研修の実施、新規採用時は別途新人研修を実施等の具体的な内容
- ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
→例：入所者や家族に対する指針の閲覧・公開についての内容
- ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

なお、条例第226条4～6項に定める内容の満たしていない施設は身体拘束廃止未実施減算が適用となりますので、ご注意ください。（具体例：記録を行っていない、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない等）

(3) 留意事項

指針については特に「⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針」が整備されていないことが散見されますのでご注意ください。また、施設で身体拘束の事例がない場合にも、これらの基準は順守しなければなりません。

2 サービスの質の評価について

(1) よくある指摘事項

- ・苦情があった場合などにその都度サービスの質について評価を行っているとのことであるが、入居者等からの個別の苦情に対して対応と改善を行うことに留まらず、施設が自らに（独自に）施設のサービスを見直し、評価を行うこと。
- ・札幌市の様式である事業所評価表を用いて、自己評価を行っていたが、自己評価の結果、判明した改善点などについてその改善を図っていなかった。そのため、質の評価を行うのみではなく、評価の結果に基づき、具体的な改善策の検討や改善に向けた取組みを行うこと。

(2) 基準について

（札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 226 条の 7（平成 25 年 2 月 26 日条例第 8 号））。

指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(3) 留意事項

アンケートを行うだけでなく、その後の評価等を行いサービスの質の改善及び向上を図ることが大事ですので、ご留意をお願いします。事業所評価表については、札幌市ホームページに掲載しておりますので、評価の実施に活用ください。なお、事業所評価表については、事業所独自の様式を定めても構いませんが、効果的に質の評価が行えるものとしてください。（<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/jigyoushohyouka.html>）

3 非常災害について

(1) よくある指摘事項

- ・避難訓練は、年 2 回実施し、内 1 回は夜間想定で実施すること。
- ・風水害等の非常災害対策計画を策定しているが、避難訓練を実施していなかった。そのため、計画に基づいた避難訓練を実施すること
- ・災害時に備え、食料、飲料水等の備蓄を行っているが、飲料水の量不足していた。よって、災害時に備え、水についても 3 日分以上備蓄すること。

(2) 基準について

消防法施行規則第 3 条第 10 項、昭和 62 年 9 月 18 日付社施第 107 号 6-(1)

令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ又は(16)項の二に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第三条の二第二項の消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければならない

※有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームは(6)項に該当

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号)

指定特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

○平成 28 年 9 月 9 日老高発 0909 第 1 号厚生労働省老健局課長連名通知

札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第 9-5

事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。

札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第 9-8

- (1) 消火設備その他の非常災害に対して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知すること。
- (2) 地震等大規模災害に備え、食糧、飲料水等を備蓄することが望ましい。

(3) 留意事項

特に風水害等の避難訓練が行われていない事業所が散見されたため、事業所内の非常災害対策計画を今一度確認の上、必要な訓練を行ってください。

4 事故報告について

(1) よくある指摘事項

・札幌市が報告を必要とする事故が発生した場合は、札幌市へ速やかに事故報告書を提出すること
--

(2) 基準について

本市にて報告を求める事故については下記のとおりです。

①利用者処遇に関するもの

- ア 死亡事故(病気によるものを除く。)
- イ 虐待

- ウ 失踪・行方不明（現在も捜索中のもの）
- エ 骨折・打撲・裂傷等（医療機関に受診したもの）
- オ 誤飲・誤食・誤嚥、誤薬
- カ 不法行為
- キ 無断外出（見つかった場合）
- ク その他（送迎中の事故等）

②施設・事業所及び役職員に関するもの

- ア 不適切な会計処理
- イ 不法行為等

③その他

- ア 事件報道が行われた場合
- イ その他必要と認められる場合

（※札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 237 条において準用される 40 条（平成 25 年 2 月 26 日条例第 8 号））及び札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱）

(3) 留意事項

特に「誤飲・誤食・誤嚥、誤薬」の本市への事故報告書の提出漏れが多く散見されるため、施設内の上記の報告についても含めて速やかに提出してください。また、骨折・打撲・裂傷等と異なり、医療機関に受診したものに限定していないため、留意してください。

特定施設入居者生活介護の事故報告については、サービス提供中に発生した事故の報告が必要となります。例）服薬介助中の誤認事故、身体介助中の転倒事故など。

3 介護報酬の算定における留意事項

1 看取り介護加算について

(1) よくある指摘事項

- ・看取りに関する指針の見直しを行っていなかったため、行うこと。
- ・看取りについての研修を行った記録がないため、行い記録に残すこと。
- ・看取り介護加算の算定は、看取りに関する指針（施設基準）を定め、「入居の際に」利用者や家族へ説明し、同意を得る必要がある。また、看取り期に入った利用者と家族へその終末までの介護計画を作成し、同意を得る必要がある。当該施設は、看取りに係る指針を作成しており、指針と計画に係る2つの同意を取得しているが、指針に係る同意も、計画への同意と同時に看取り期に入った時点で取得していた。「入居の際に」施設としての看取りの方針を指針に沿って説明し、同意を得る必要があるとの認識がなかった。指針に関する入居の際の同意は、告示で規定されており、自主点検の上、過誤調整を行うこと。

(2) 基準について

○厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十七年三月二十三日厚生労働省告示第九十六号）

二十四 指定特定施設入居者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

イ 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

ロ 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。

平成12年3月8日老企第40号第2の4（14）

①看取り介護加算は、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族等（以下「利用者等」という。）に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、利用者等とともに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最後を迎えられるよう支援することを主眼として設けたものである。

③質の高い看取り介護を実施するためには、多職種連携により、利用者等に対し、十分な説明を行い、理解を得るよう努めることが不可欠である。具体的には、指定特定施設入居者生活介護事業者は、看取り介護を実施するに当たり、終末期にたどる経過、特定施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢、医師や医療機関との連携体制などについて、利用者等の理解が得られるよう継続的な説明に努めることが重要である。加えて、説明の際には、利用

者等の理解を助けるため、利用者に関する記録を活用した説明資料を作成し、その写しを提供すること。

2 個別機能訓練加算について

(1) よくある指摘事項

- ・多職種共同により個別機能訓練計画を作成していることを口頭で確認したが、個別機能訓練計画等からその事実を確認することができなかった。そのため、多職種共同で計画を立てていることが確認できるよう記録に残すこと。
- ・個別機能訓練計画の利用者への説明が6か月に1回のみ実施されていたため、3か月に1回実施すること。
- ・訓練の実施記録が「集団機能訓練実施記録」と題されており、全入所者ひとまとめに作成されていて、参加した入所者に○をつける様式であった。個別機能訓練に関する記録は利用者ごとに保管すること。
- ・個別機能訓練計画に週3回の訓練と記載があるものの、実際には週に1～2回程度の実施となっている例があった。施設長に確認すると、本人の拒否があり行えない場合があるとのことだが、その記録がない上に、慢性的に拒否があり週1～2回しか行えない状況が続いているにも関わらず、見直しをせず計画を継続している入居者が一部あった。計画通りに機能訓練ができない場合にはその理由を記録し、訓練内容については適宜見直し計画を策定すること。

(2) 基準について

平成12年厚生省告示第19号注4及び平成12年3月8日老企第40号第2の4(4)

- ①常勤・専従の機能訓練指導員を1名以上配置すること。
- ②特定施設で勤務する複数の職種の従事者が共同して、利用者毎に、その目標、目標期間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいて行った機能訓練の効果、実施方法(訓練内容・実施時間・担当者等)を記録し、評価を行うこと。
- ③個別機能訓練計画に定めた目標期間の終了時には評価を行うこと。
- ④開始の際および3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容について説明し、記録する。
- ⑤個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は利用者ごとに保管され、常に個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。

4 介護職員処遇改善加算について

・介護職員処遇改善加算は、介護職員の賃金改善に充てる加算であり、基本給、手当、賞与等の改善を実施するためのものです。賃金改善の実施は、事前に策定した計画のとおり行ってください。また、事業所が満たすキャリアパス要件については、全ての介護職員に周知することが加算の要件のひとつです。

！！重要！！ 加算を取得するにあたり、事業所は以下のことを求められます

・賃金改善を行う方法等について、『介護職員処遇改善計画書・介護職員特定処遇改善計画書』を用いて職員に周知する

・就業規則等の内容について職員に周知する

・介護職員から加算に関する賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答する

別途通知「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（老発0305第6号令和2年3月5日）（抜粋）

2（2）① 賃金改善の考え方について

介護サービス事業者等は、処遇改善加算等の算定額に相当する介護職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、7（2）の届出を行う場合を除き、特定した賃金項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

②賃金改善に係る留意点

加算を取得した介護サービス事業者等は、加算の算定額に相当する賃金改善の実施と併せて、取得する加算に応じた基準を満たす必要がある。なお、当該取組に要する費用については、算定要件における賃金改善の実施に要する費用に含まれないものであることに留意すること。

10（1） 加算の取得要件の周知・確認等について

加算の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について介護職員処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。

また、介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。

5 介護職員等特定処遇改善加算について

- ・ 介護職員等特定処遇改善加算は、令和元年 10 月より新設された新加算です。
- ・ 経験・技能のある職員に重点化を図りながら、他の介護職員などの処遇改善にも充てることができる加算であり、基本給、手当、賞与等の改善を実施するためのものです。賃金改善の実施は、事前に策定した計画のとおり行ってください。

(1) 配分対象と配分方法

① 賃金改善の対象となるグループ

a 経験・技能のある介護職員

介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数 10 年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業所の裁量で設定することとする。

b 他の介護職員

経験・技能のある介護職員を除く介護職員をいう。

c その他の職種

介護職員以外の職員をいう。

※賃金改善後の賃金見込額が年額 440 万円を上回らないこと。

※本部の人事、事業部で働く者など、法人内で介護に従事していない職員についても、その事業所における業務を行っている判断できる場合には含めることができる。

② 事業所における配分方法

- ・ 経験・技能のある介護職員のうち 1 人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額 8 万円以上、又は賃金改善後の賃金の見込額が年額 440 万円以上であること。
ただし、既に賃金が年額 440 万円以上の者がいる場合には、上記の条件を新たに満たす必要はありません。

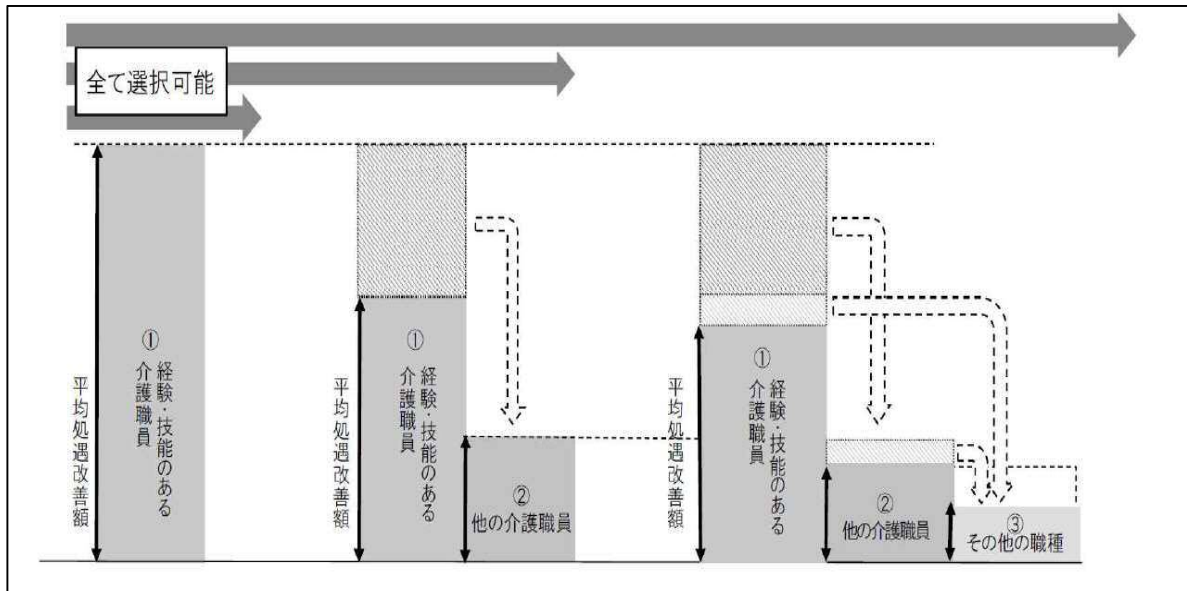
そのほか、当該賃金改善が困難な場合は合理的な説明を計画書に記載することにより、例外的に上記要件を満たしていないことが認められます。

(例) 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合、職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合等

- ・ a 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、b 他の介護職員の賃金改善に要する必要の見込み額の平均の 2 倍以上であることが必要です。
- ・ b 他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込み額の平均が、c その他の職種の賃金改善に要する費用の見込額の平均の 2 倍以上であることが必要です。
- ・ c その他の職種の賃金改善後の賃金の見込額が年額 440 万円を上回らないこと。賃金改善前の賃金がすでに年額 440 万円を上回る場合には、当該職員は特定加算による賃金改善の対象となりません。

- ・ただし、c その他の職種の平均賃金額が b 他の介護職員の平均賃金額を上回らない場合は柔軟な取扱いを認め、両グループの平均賃金改善額が等しくなる（1：1）までの改善が可能となります。

配分方法のイメージ



(2) 賃金改善以外の要件

- ① **介護福祉士の配置等要件**（特定加算Ⅰのみ）：サービス提供体制強化加算の最も上位の区分（訪問介護にあつては特定事業所加算Ⅰ又はⅡ、特定施設入居者生活介護等はサービス提供体制強化加算Ⅰイ又は入居継続支援加算、介護老人福祉施設等はサービス提供体制強化加算Ⅰイ又は日常生活継続支援加算）を算定していること
- ② **現行加算要件**：現行加算のⅠ～Ⅲを取得していること
- ③ **職場環境等要件**：平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善の内容を全ての職員に周知していること
- ④ **見える化要件**：特定加算に基づく取組について、ホームページ等への掲載等により掲載していること。当該要件については、令和2年度から算定要件となっている

(3) 参考通知

- ・「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（老発0305第6号令和2年3月5日）
- ・2019年度介護報酬改定に関するQ&A（VOL.1）〔平成31年4月12日〕
- ・2019年度介護報酬改定に関するQ&A（VOL.2）〔令和元年7月23日〕
- ・2019年度介護報酬改定に関するQ&A（VOL.3）〔令和元年8月29日〕
- ・2019年度介護報酬改定に関するQ&A（VOL.4）〔令和2年3月30日〕

特定処遇改善加算に関するQ&A【札幌市】

※注意※

- ・本 QA は札幌市介護保険課としての見解であり、基本的に札幌市が指定する介護事業所に対して示すものです。また、厚生労働省より新たな通知等が出た場合、運用が変更となる場合があります。
- ・文中の「Vol…」は、介護保険最新情報「2019 年度介護報酬改定に関する Q&A」の Vol.1～3 を指します。

問 1 経験・技能のある介護職員について「月額 8 万円以上の賃金改善」又は「年収 440 万円以上」を設定・確保することが困難である。この場合、本加算は算定できないのか。

(答)

本加算を算定するには、経験・技能のある介護職員について「月額 8 万円以上の賃金改善」又は「年収 440 万円以上」を設定・確保することが原則として求められます。ただし、これらが困難な場合は、「困難であることの合理的な理由」が説明できれば例外的に算定可能です。

特定処遇改善計画書の下部(1)⑪に記載欄がありますので、そちらに具体的な理由を記載してください。

問 2 問 1 の「困難であることの合理的な理由」として、以下のものは認められるか。

- ①本加算の算定額が少なく、1 人に対し月額 8 万円の改善をするのに不足している
- ②1 人に対し月額 8 万円の改善をすることは可能だが、その結果、残りの介護職員に対する改善がほぼできないため、極端な不公平が生じる

(答)

- ①については厚生労働省からの通知に例示されているため、認められると判断します。
- ②については、対象となる全ての職員から同意が得られている等、労使間での合意がある場合に限り認められると判断します。

問 3 経験・技能のある介護職員について、既に「年収 440 万円以上」の者がいる場合、取り扱いはどうになるのか。

(答)

この場合は、新たに「月額 8 万円以上の賃金改善」又は「年収 440 万円以上」の者を設定しなくても、本加算を算定可能です。

問4 「経験・技能のある介護職員のグループ」（以下、Aグループとする）の基準は、勤続10年以上の介護福祉士というのが基本とされているが、法人独自の基準を設定してもよいのか。

(答)

勤続10年以上の介護福祉士を基本としますが、合理的な理由をもとに法人独自の基準を設定することは差し支えありません。

ただし、Aグループの条件については、「労使でよく話し合いの上、事業所ごとに判断する」とされておりますので（Vol.1の問5）、労使での合意がある場合に限り認められます。

問5 Aグループ自体を設定しないことは可能か。

(答)

問4(答)と同様の取り扱いとします。

問6 Aグループの職員について、非常勤職員は含まれないのか。

(答)

常勤・非常勤で取り扱いを区別する規定はないので、基本的に非常勤職員も含まれます。

問7 「その他の職種」の範囲はどこまでか。

(答)

当加算の算定対象サービス事業所における業務を行っているとは判断できる場合は、その他の職種に含めることができるとされています（Vol.2の問13）。具体的には、労使の合意の上で、法人・事業所が判断するものになります。

問8 本加算を法人一括で申請することは可能とされているが、グループ法人一括での申請は可能か。

(答)

あくまで法人単位であるため、グループ法人での一括申請は不可です。

問9 法人一括で申請する場合、「年収440万円以上」の人数は事業所ごとに1名ではなく、一括で申請する事業所数分の人数がいればよいのか。

(答)

お見込みのとおりです。事業所数分の人数が確保できない場合は、計画書に理由を記載する必要があります。詳細はVol.1の問15をご確認ください。

問10 「見える化要件」について、具体的に何を公表すればよいのか。

(答)

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表してください。例えば、職場環境等要件の「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」に記載されている取り組みのうち、事業所で実施しているものを事業所ホームページに掲載する等が考えられます。

6 高齢者虐待防止に関する取組・身体拘束について

高齢者虐待に関しては、単に1施設、1職員が引き起こした事件として終わらせることなく、各事業者において、同様な案件が起きないように対応に努めてください。

重大事故や問題が発生した場合には、事業所と法人が連動して速やかに事実関係や原因を究明するとともに、必要な場合は札幌市へ報告を行い、根本的な再発防止策に取り組んでください。

【参考】

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(平成18年4月1日施行)

- 「高齢者虐待」 ①養護者による高齢者虐待
②養介護施設従事者等による高齢者虐待

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは・・・

- 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第2条第5項 抜粋)

○高齢者虐待防止に関する取組（法第20条）～養介護施設設置者、養介護事業を行う者～

- ・養介護施設従事者等の研修を実施すること
- ・利用者や家族からの苦情の処理の体制を整備すること
- ・その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じること

例) 虐待防止委員会の設置・運営、高齢者虐待防止マニュアル、身体拘束防止の手引の整備など

○通報の義務（法第21条）～養介護施設従事者等～

- ・業務に従事する養介護施設及び事業所において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない
秘密漏洩罪その他守秘義務違反にはあたらない

- ・養介護施設従事者等は、高齢者虐待の通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない

○通報等を受けた場合の措置（法第 24 条）～市町村長又は都道府県知事～

- ・法第 21 条の規定による通報等を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

○高齢者虐待防止・身体拘束禁止に係る研修教材例



「教育システム」は次の URL から無料でダウンロードできます
 研修等で読み合わせを行う等、適宜ご活用ください。

<http://www.dcnet.gr.jp/support/study/>

「身体拘束」について・・・

指定居宅サービス事業者等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならないため『緊急やむを得ない』場合を除き、身体拘束を行ってはなりません（緊急やむを得ず、身体拘束を実施する場合には、以下3要件を満たし、かつ要件の確認及び手続きが極めて慎重に行うこと）。

『緊急やむを得ない』場合の3要件

○**切迫性**：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

○**非代替性**：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。拘束以外に方法がない場合は、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。

○**一時性**：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。本人の状態像等に応じて最も拘束時間の短い方法により行われなければならない。

※原則、『緊急やむを得ない』の判断は個人で行わず、関係者が広く参加したカンファレンスで判断する。

※利用者本人や家族に対し、身体拘束の内容、目的、理由、時間、期間等をできる限り詳しく説明すること。また身体拘束を実施した際は、様態、時間、利用者の心身の状況、理由を記録すること。

※『緊急やむを得ず』身体拘束を行う場合についても、常に観察・再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに身体拘束を解除すること。

（「身体拘束ゼロへの手引き」平成13年厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行 参考）

7 根拠法令及び通知等

1. 根拠法令等

実地指導における指摘事項は「基準条例」「基準省令」及び「告示」の項目に基づいており、各サービスに関する「基準条例」「基準省令」「告示」及び「解釈通知」は下記ホームページに掲載されておりますので、ご確認ください。

○基準条例

本市ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/kiyunjyourei.html>

○基準省令・告示・解釈通知（平成30年度改正）

厚労省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/kaitei30.html

2. 有料老人ホーム設置運営指導指針

有料老人ホームについては、有料老人ホーム設置運営指導指針をご確認ください。

○有料老人ホーム設置運営指導指針

本市ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/youryou.html>

8 変更の届出、加算の届出、廃止・休止の届出

事業者は、事業所の名称や所在地などの届出事項に変更があったとき、加算や減算などの介護給付費算定に係る体制に変更があったとき、事業を廃止又は休止しようとするときは、届出を行うことが介護保険法により義務付けられています。

届出の方法や期限についてはあらかじめ確認しておき、届出が必要な事項が発生した場合には、速やかに届出を行ってください。

変更届	<p>○ 届出内容に変更があった場合には「変更届出一覧」により必要書類を確認の上、変更日から10日以内に変更届出書を提出してください。</p> <p>札幌市ホームページ「変更届（居宅サービス）」 http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/hennkou.html</p> <p>札幌市ホームページ「変更届（地域密着型サービス）」 http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/k221_3henko.html</p> <p>※有料老人ホームについては、上記の届出のほか、老人福祉法に基づく届出も必要な場合がありますので、ご注意ください。</p> <p>札幌市ホームページ「有料老人ホームについて」 http://www.city.sapporo.jp/kaigo/yuuryou.html</p> <p>※軽費老人ホームについては、上記の届出のほか、社会福祉法に基づく届出も必要な場合がありますので、ご注意ください。</p> <p>札幌市ホームページ「その他法令に基づく届出様式」 http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/sonotahorei.html</p>
-----	---

<p>加算届</p>	<p>○ 加算の算定の届出</p> <table border="1" data-bbox="427 277 1375 490"> <tr> <td data-bbox="427 277 836 490"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設入居者生活介護 ・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 </td> <td data-bbox="836 277 1375 490"> <p>届出が受理された日の翌月から算定可能</p> <p>届出が受理された日が月の初日の場合は届出した月から算定可能</p> </td> </tr> </table> <p>ただし、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、届出日の翌々月1日が算定開始日となります。</p> <p>○ 加算の取り下げ</p> <p>要件を満たさなくなることが明らかになった場合には、速やかに加算の取り下げの届出を行ってください。</p> <p>札幌市ホームページ「加算の届出（居宅サービス）」 http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/taisei-todokede.html</p> <p>札幌市ホームページ「加算の届出（地域密着型サービス）」 http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/t_taisei-todokede.html</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設入居者生活介護 ・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 	<p>届出が受理された日の翌月から算定可能</p> <p>届出が受理された日が月の初日の場合は届出した月から算定可能</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設入居者生活介護 ・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 	<p>届出が受理された日の翌月から算定可能</p> <p>届出が受理された日が月の初日の場合は届出した月から算定可能</p>		
<p>廃止届 休止届</p>	<p>○ 廃止又は休止の日の1月前までに届出を行ってください。</p> <p>○ 利用者への適切な措置が取れているか確認する必要がありますので、事前に札幌市へご連絡ください。</p> <p>札幌市ホームページ「廃止・休止・再開の届出（居宅サービス）」 http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/k_haishi.html</p> <p>札幌市ホームページ「廃止・休止・再開の届出（地域密着型サービス）」 http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/t_haishi.html</p>		
<p>メールアドレスの変更</p>	<p>○登録されているメールアドレスに変更があった場合には、必要事項（1.事業所番号 2.サービス種別 3.事業所名）を記載して電子メールにて届出を行ってください。</p> <p>札幌市役所介護保険課電子メールアドレス 【jigyo.shido@city.sapporo.jp】</p>		

9 新型コロナウイルス感染症対策

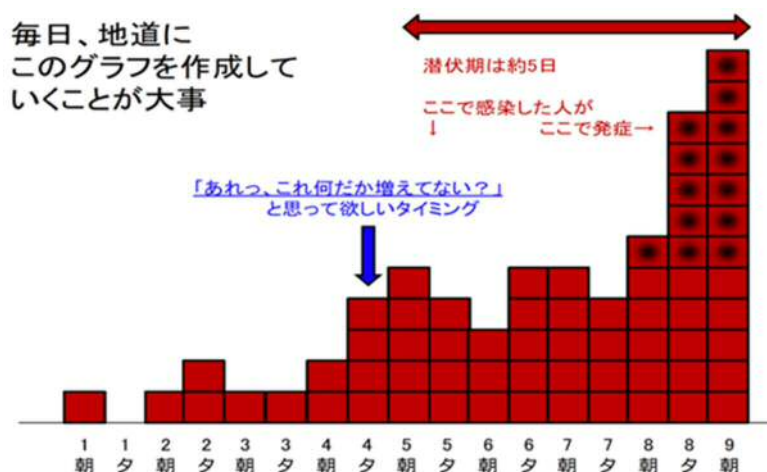
1 高齢者施設における感染症対策について

昨今の新型コロナウイルス感染症対策として、特に対応をお願いしたい点については、下記のとおりです。

(1) 健康観察について

新型コロナウイルスの早期発見のためには、日常的な健康管理の徹底が重要です。入居者の体温計測については、週2回の入浴時のみの体温計測や1日1回の体温計測の施設が多いかと思います。いち早く異変に気付くためにも、1日2回の体温計測をお願いします。

また、集団感染の兆しが見られた場合に、それを早期発見するためには、日常的な健康観察が実施するうえで、健康観察の情報をまとめて察知するシステムが必要です。例えば、下記のような発熱・有症状者をカウントしたグラフを作成して管理することにより、感染予防、感染拡大防止につながるとともに、万が一、感染者が発生した場合の疫学調査の実施に当たっても有用な情報となります。



出典 長崎大学病院ホームページ「福祉・介護施設における新型コロナウイルス感染症の対策」

(<http://www.mh.nagasaki-u.ac.jp/kouhou/topics/2020/3/3/200303COVID-19.pdf>)

(2) 初動フローの作成について

発熱・有症状者のカウントを続けて、「何かおかしい！集団感染かも！」と察知出来ても、どのように動けばいいのかが周知されていない状態では動くことは困難です。

集団感染が発生した場合にもすみやかな対応ができるように、「誰が」「どの順番で」「いつまでに」「何をするのか」整理し、「初動フロー図」の作成をお願いします。

好事例

- ・施設関係者に新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が出たことを想定し、作成した初動フローやマニュアルをもとに、シミュレーションを実施。

→実際に事案が発生した時には、事前の想定どおりにいかないこともあるかと思いますが、実際に動いてみることで気づくことも多く、事前の備えとして有用です。

(3) 職員の休憩について

食事中はマスクを外すため、飛沫がとぶため、感染リスクが高まります。そのため、食事中は他者との距離を2m開けるようにし、向かい合っただけの食事は控えるようお願いします。

また、他者の唾液が飛散している可能性が高いため、食事前にテーブルを消毒し、流水と石鹸での手洗いをお願いします。

(4) 施設内の備品・衛生用品について

① 備蓄について

新型コロナウイルスの疑い症例が発生した場合や、集団感染が生じて、即座に防護具等を送り届けることは非常に難しいため、少なくとも3日分の備蓄を行ってください。

② 管理について

集団感染が発生した際には、防護具等の大量消費が見込まれます。不足物資を速やかに供給するためには、現在の在庫状況を確認し、1日当たりの使用量を鑑み、いつ頃、どの物資が不足するかを把握することが重要です。

そのため、平常時から、各備品の在庫状況の一覧等を作成し、備品を消費、供給した際には、必ず記録し、管理をしてください。

好事例

- ・物品管理担当者を定め、普段施設で使用する物品と備蓄分を別に保管しています。施設で使用する物品が不足した場合には、備蓄分から払い出しをして記録し、備蓄分の不足が見込まれる際には、随時発注を行い、管理をしています。

- ・非常時にすぐに使用できるように、実際に8名程度が発熱した際の1日分の防護具をセット化して備蓄しています。

2 新型コロナウイルス関連情報について

○札幌市では介護事業所のみなさまにご確認いただきたい新型コロナウイルス感染症に関する情報をまとめています。

札幌市公式ホームページURL :

http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/shingata_corona.html

ホームページ掲載資料例



また、新型コロナウイルス感染症については、厚生労働省からの事務連絡、通知等が複数発出されています。札幌市公式ホームページにも掲載しておりますので、各事業所において適宜内容をご確認ください。

○札幌市保健福祉局では、介護事業所・障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染症の対策の一助としていただくため、事業所向けの研修動画を作成しました。事業所の管理者・施設長のみなさまを始め、利用者へのサービス提供を行う職員のみなさまにご視聴いただき、事業所における感染症対策にご活用いただきますようお願いいたします。

札幌市公式ホームページURL :

http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/shingata_corona_kensyudouga.html